平成30年9月27日(木)15:15から16:45 中津川市かやの木町2番1

中津川市役所本庁舎4階 4-1会議室

₹	中澤川市俊所本庁舎4階 4-1会議至
発言者	内容
行政管理課長	時間となりましたので、中津川市個人情報保護審査会を開会いたしま
(15:15)	す。
	私は、審査会事務局の林でございます。
	本日の議事は、1時間30分から2時間程度の予定で進めさせていただ
	きますのでよろしくお願いいたします。
	最初に、新しく任期が始まって以来、初めての開催のため、本審査会の
	細則が規定されております「中津川市附属機関の設置等に関する条例施行
	規則」第3条第2項の規定に基づき、会長及び副会長を互選いただきたい
	と思います。
高田委員	会長に後藤委員、副会長に池田委員に就任していただきたく提案しま
	· 中。
 行政管理課長	
他の委員	異議なし
 行政管理課長	ご異議が無いようですので、会長は後藤委員、副会長は池田委員と決定
11×11×1×1×1×1×1×1×1×1×1×1×1×1×1×1×1×1×	させていただきます。
	ここからは議事進行を後藤会長にお願いしたいと思いますので、ご挨拶
	を含めながら進行をよろしくお願いいたします。
後藤会長	委員長に再任いただきました後藤でございます。
	個人情報保護審査会で扱う業務というのは、中津川市民の人権にとって非
	常に重要な役割を果たす審査会でありますので、心を引き締めてやらせて
	いただきたいと思います。
	本日の委員会については、原則公開となっておりますが、「中津川市審議

会等の会議の公開に関する指針」第4条の規定により、審査会に諮って決定することとなっております。

本日の案件は、指針第3条各号の公開しない場合にあてはまらないため、公開することとしてよろしいですか。お諮りいたします。

他の委員

異議なし

後藤会長

ご異議がないようですので、本日の委員会は公開とすることに決定しました。

それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。

平成30年9月12日付けで、中津川市長から当審査会に対して諮問第2号「国及び岐阜県の行うアンケート調査のために、市の保有する個人情報を外部提供することについて」が諮問されております。

中津川市個人情報保護条例第7条第1項第4号にありますとおり、「実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めた場合」には、外部提供の制限が解除されることになります。

今回の諮問第2号について、担当課から説明をお願いします。

行政管理課長

それでは、「国及び岐阜県の行うアンケート調査のために、市の保有する 個人情報を外部提供することについて」ご説明いたします。

これは国及び岐阜県が行う住民意向調査のために、市が保有する個人情報を提供することによって、施策に住民意向を反映させ、もって公共の福祉に資することを目的として行うものです。

まず、情報の提供を行う団体は、国及び岐阜県に限定しております。

次に、提供された情報の用途ですが、施策の企画・立案及び計画の策定 等に関する住民意向調査に限定しております。

アンケートが実施されることにより、国及び岐阜県の施策に当市の住民の意向が反映され、さらにアンケート結果のフィードバックを受けた当市においても施策に住民の意向を反映させることができるため、公益性があると考えております。

なお、当該情報の取り扱いについてですが、事業主体となる国及び岐阜 県には、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律又は岐阜県個人 情報保護条例が整備されており、事業主体が委託を行った場合も含めて情報は保護されます。

また、情報の提供を行う際には、当市において対象者を無作為に抽出し、 事業主体において恣意的な調査が行われることのないように取り扱いま す。

国及び岐阜県と連携して市民のニーズを捉え、施策に反映していくこと は公益性があると考えております。

以上説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

後藤会長

それでは、諮問事項の審議に入ります。

ただいまの行政管理課からの説明に対して質疑があればお願いします。 以前も東美濃ナンバーの導入に関する住民意向調査がありましたね。

具体的な案件としてはあるのですか。この住民意向調査の中身について 分かりやすく説明願います。

行政管理課主任

それでは、本案件は、包括的な諮問でありますが、今回どのような案件 があったのか具体的にご説明申し上げます。

この度、岐阜県が県内のひとり親世帯の生活の状況を調査し、そちらに関する福祉の基本計画を建てるため、岐阜県下全体で1900世帯の母子世帯、400世帯の父子世帯、寡婦世帯200世帯について、住宅の状況、収入状況等の生活実態のアンケートを行いたいという依頼がありました。

そちらに対して市から無作為に抽出した住所、氏名を提供したいという ものです。

方法といたしましては、岐阜県からアンケート用紙が送られてまいりまして、そちらに中津川市で住所と氏名を記入し、岐阜県に送り返します。

この送り返すことが、個人情報の外部提供にあたりますので、こちらを きっかけとして今諮問をさせていただいたものでございます。

具体的な数字で申しますと、今回のアンケート調査では当市より89世帯のひとり親世帯の情報提供を依頼されております。

後藤会長

今回こちらで審議を行うのは、外枠を設定するということになるのです か、そちらが若干わかりにくい。 今後、住民意向調査という場合は、今回の包括的な答申で中津川市個人情報保護条例第7条第1項第4号の実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めた場合という要件を満たすということでよろしいですか。

行政管理課主任

はい。今回の答申で公益性ありと認めていただけた場合には、今後は包括的に、岐阜県又は国がアンケート調査を行いたいとして市に情報を求めた場合には、住所氏名等を提供できるというものです。

行政管理課長

例えば、今後福祉医療施策を行う中でアンケート調査を行うなどをした 場合に、条件を満たしていれば今回の答申によって提供が行えるようにな ればと考えております。

後藤会長

今回の案件であるひとり親世帯の資料をみると、アンケート調査の調査 区域、調査対象、標本数、調査項目、抽出項目、調査方法、調査期間とありまして、調査方法などは今言われたように郵送にて送付回収とあります。

これは当然のこととして、担保されるのでしょうか。住民意向調査と言えば、こういったものは要件としては当然なのだと、特に抽出方法等はどうなのでしょうか。

調査対象が特定されたときに、そこから無作為で抽出する。調査区域は、 中津川市内ですので問題はないとして、標本数はそのとき必要なものが設 定されると、標本数などを限りなく大きくすると悉皆調査になってしまい ますので、そこはアンケート調査という枠組みで決まっているのですか。

行政管理課主任

諮問といたしましては、そういったものを担保した枠組みを定めておりませんので、答申によって定めていただきたいと考えております。

後藤会長

私は、職業上、公害の事件等で取り扱ったことがあるのですが、アンケート調査が科学的に行われるという要件というものがありまして、例えば無作為抽出であるとか、マスクをかける、これは、有名な具体的に言いますと、騒音に関するアンケート調査を行うときに、いろいろな対策を行っ

ているという情報を書いたアンケート用紙を用いて調査を行うと、結果も 対策をしっかりと行っているという内容に操作されてしまう。ですので、 最低限答申に無作為抽出等を担保させる言葉を入れておかないと、例え ば、科学的要件を備えたアンケート調査である等といったようにする必要 がありますね。

あとは、標本数については、これはどうやって決まるのでしょうか。

行政管理課主任

そちらは、国、県の調査を行う側が数を求めてまいりますので、中津川 市で選ぶことが出来ない項目です。

ですので、答申において提供を限定していただければと思います。

例えば後藤会長のおっしゃったように、アンケートに科学的根拠がある ことを中津川市において確認する。といった文言を加えていただくことに よって、必要以上の標本を依頼されて提供した場合には個人情報保護審査 会に意見を聞いていない案件と言うことで個人情報保護条例違反になる と考えます。

具体的には、標本数を中津川市全市民とした場合に、それは悉皆調査で あってアンケート調査に必要と考えられる数を超えていると考えます。

後藤会長

そうですね、科学的根拠、科学的な方法といいますか、無作為抽出その 他のアンケート調査上配慮すべき事項が行われているなど。

それは、実施機関が判断するのですよね。

行政管理課主任

はい、提供を行う実施機関が判断します。

後藤会長

あとは、住民意向調査というものがどういう意味で捉えられるのか。これを聞いたら社会通念上みな同じことを頭に浮かべるか。

住民意向調査にはどういう調査があるか不明瞭なところがあります。

高田委員

アンケートが行われれば、全て住民意向調査になるかということですね。

後藤会長

科学的、非科学的含めていろいろなアンケートがありますからね。

どのように答申を行えば審査会の意見を聞いたと汎用的に利用できる ようになるかということがありますね。

行政管理課主任

今審査会での議論についても、議事録に残し保管させていただきますので、今議事録の中で住民意向調査というものはこういったものだと議論がなされれば、そちらが定義になります。

仮に今後この案件に関して争いが起こった場合には、今回の議論によって、中津川市の保護審査会はこういう意味で住民意向調査を捉えていたと司法によって判断されると考えます。ですので、答申の内容に限らず、是非議論のなかで様々な意見をいただければと思います。

後藤会長

科学性の担保されたアンケート調査であるということで、マスクをかけるであるとか、無作為抽出であるとか表現できるでしょうか。

無作為抽出等の科学性の担保されたアンケート調査という表現を答申 に入れるのがまず一つ必要ですね。

あとは、目的達成に必要最小限の調査項目といった表現があるといいです。

あとは市において、議事録も含めて意向を反映すればいいですね。

方法としては、郵送で、印刷されてきたものに中津川市が記入して渡す のでしたか。

行政管理課主任

今案件についてはそうですが、今後他の案件になったときに、住民情報 をデータで提供することもありえます。

しかし、あくまで市が提供させていただくのは、住民意向調査に必要な 分の郵便番号、住所、氏名、ふりがなのみです。

行政管理課長

これ以上の項目が必要となった場合には、また個人情報保護審査会に諮らせていただきます。あくまで4情報のみの提供です。

高田委員

たとえばここに電話番号を入れろということになれば、また別の諮問を 行うということですね。 行政管理課長

はい。今案件とは異なるものとして扱わせていただきます。

後藤会長

個人情報保護条例第7条第1項第4号の確実な実現性は必要ですね。実 施機関に白紙委任したようになってはいけない。

調査方法について、一般的には業者を使うのでしたか。

行政管理課主任

はい。一般的には業者に委託させていただくことが多いです。おそらく 国、県においても委託の比率は非常に高いかと思います。

今回の案件については、当市において宛名を記入した用紙を封入して県 に送り返し、県の委託業者がそれを郵送するという流れになります。

後藤会長

あとは、第三者に漏れないような担保というのは、あるのでしょうか。

行政管理課主任

はい、中津川市においては、中津川市個人情報保護条例において、岐阜県では岐阜県個人情報保護条例、国では行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律において、委託業者も含め、漏らした場合には罰則がある規定があります。

今案件の個人情報を取り扱う者は、委託された業者も含めてですが、中 津川市、県、国のみですので法によって情報の保護を義務付けられており ます。

後藤会長

他に質疑はございますか。

以上で質疑及び審議を終了します。

これから10分ほど休憩をいただきまして、休憩の間にただいまの審議 内容に基づきまして、中津川市長への答申の案を作成します。

再開後、答申の案についてご審議いただくこととします。

それでは、ただいまから、16時10分まで休憩といたします。

~休憩中~

後藤会長

審査会を再開します。

お手元に答申案を配付させていただきましたので、ご審議をお願いしま す。

この答申案にご異議ありませんか。

他の委員

異議なし。

後藤会長

ご異議がないようですので、この答申案を答申といたします。

後藤会長

続きまして、諮問第3号のとおり「市の保有する避難行動要支援者名簿 を平常時より避難支援等関係者へ外部提供することについて」諮問されて おります。

これにつきましても先ほどと同様に中津川市個人情報保護条例第7条 第1項第4号にありますとおり、「実施機関が審査会の意見を聴いて、公益 上特に必要があると認めた場合」には、外部提供の制限が解除されること になります。

今回の諮問第3号について、担当課から説明をお願いします。

防災安全課長

防災安全課課長の平野と申します。よろしくお願いいたします。 それでは、早速ご説明いたします。

まず、避難行動要支援者についてご説明申し上げます。

こちらは、災害時に自力での避難が難しく、第三者の手助けが必要な高齢者、障がい者、難病患者などの災害弱者のことで、中津川市では、5つの整理をしておりまして、まず一つ目が要介護認定1から5を受けている方、二つ目が身体障害者手帳3級以上を所持する方、次が療育手帳A・Bを所持している知的障がいのある方、四つ目が精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する方、それと五つ目が75歳以上の高齢者のみで構成されている世帯の方、そのほかに今までの五つ以外で本人、またはその家族が避難行動要支援者名簿への登録を申請したもののうち、市が支援の必要を認

めた方を避難行動要支援者としています。

平成30年9月1日現在で、10,441人の方が対象となっております。

この避難行動要支援者名簿について、災害対策基本法49条の11第2項で、災害の発生に備え、関係機関へ提供するものとする。ただし、市町村の条例で特別な定めがある場合を除き、本人の同意が得られない場合は、この限りでない。つまり、本人の同意が得られた場合又は市町村の条例で特別な定めがある場合は提供してよいとされています。

このため、中津川市では、名簿の事前提供同意の確認が取れた2,00 6人について、別に名簿を作成し、警察、所在自治会の区長、民生委員へ 名簿を提供しています。

また、同法49条の11第3項で、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。とされていますので、そうした際には、残りの約8千人を加えた10,441人の名簿を警察、消防団、自治会等へ提供することとしています。

しかしながら、避難行動要支援者をより安全に迅速に避難させるためには、平常時から、関係機関に名簿を提供し、いざという時の体制を整える必要があります。

同法49条の11第2項の中で、「市町村の条例で特別な定めがある場合を除き」とあり、この「市町村の条例で特別な定め」が、個人情報保護条例第7条4号の定めである「実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めた場合は外部提供してよい」という部分と解釈し、今回、諮問するものです。

なお、名簿情報については、第49条の13で厳密な秘密保持義務が課せられており、今回、厳密な秘密保持が可能な名簿提供先として、中津川警察署のみを考えています。

ご審議のほどよろしくお願いします。

後藤会長

それでは、諮問事項の審議に入ります。

ただいまの防災安全課からの説明に対して質疑があればどうぞ。

では、配った名簿の秘密保持というのは、法第49条の13で担保されているのですか。また、提供を受けた情報は常に持っているのですか。

防災安全課長

はい。本人の同意が得られた2,000名については、一覧表にしたものを地区ごとに、自治会長、民生委員に提供しております。

警察にも2,000名の名簿は出しているのですが、実際災害が起きたときには、全体の10,000人の方をいかに安全に避難させるかが重要でして、そのために警察には事前に本人の同意が得られていない対象者全ての情報を提供させていただきたいという趣旨です。

その10,000人の名簿についても同様に、警察では各駐在所毎に名簿を整理して所持するということを想定しております。

後藤会長

警察等と書いてありますが、等とは他になにがありますか。

防災安全課長

災害対策基本法第49条の11第2項に規定された者です。

後藤会長

とすると、消防機関、都道府県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主 防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者ですね。

自主防災組織と言うのはどういったものですか。

防災安全課長

地域の自治会の中で、区長をトップにする組織を作っていただいてお り、そちらをいいます。

後藤会長

第49条の13では名簿の提供を受けたものは過去に受けた人も含めて秘密の保持が義務付けられていますね。

高田委員

さきほど、警察への外部提供をしたいといっておられましたが、それの みを考えていますか。

防災安全課長

災害対策基本法ではこういったいろいろな組織を対象としているので

すが、今回私どもが提供したいと考えているのは、機密保持の関係から、 自治会全てに名簿を提供することはせず、秘密保持が担保されている警察 に提供をさせていただく予定です。

高田委員

例えば審査会の意見としてこの非難支援等関係者について提供することについて公益性があると判断しているという意見があれば、警察も含まれるということですね。

防災安全課長

そうです。実際に災害が起きた際には、自主防災組織の方や防災士の方も含めて、皆さんに協力いただかなければならないとは考えるのですが、 事前に提供することに関しては、まずは警察にと考えております。

後藤会長

となると、諮問では警察等ですが、実際に今回提供を行う相手は警察の みということですね。

行政管理課主任

はい。今回の具体の案件としては、警察のみに提供を行う予定でおりますが、今後、例えば民生委員の方に提供をしたいといった場合に再度個人情報保護審査会を開く必要がありましたので、こういった表現で諮問しました。

もし、今回の案件のみとするのであれば、警察等とさせていただいている 諮問にたいして、警察のみを断定して答申いただければと思います。

後藤会長

この限度であれば問題はないのではないかと考えますが。

高田委員

警察よりもむしろ消防機関かなという気もしますが。

行政管理課主任

当市においては、消防組織は中津川市の一機関ですので外部提供に当たらなくなっております。

しかし、今後もしかすると近隣の下呂市などの消防機関へ提供すること があるかもしれません。 後藤会長

そう考えると警察等としておいたほうがいいのですね。

他に質疑はありますか。

以上で質疑及び審議を終了します。

これから5分ほど休憩をいただきまして、休憩の間にただいまの審議内容に基づきまして、中津川市長への答申の案を作成します。

再開後、答申の案についてご審議いただくこととします。 それでは、ただいまから、16時35分まで休憩といたします。

~休憩中~

後藤会長

審査会を再開します。

(16:35)

お手元に答申案を配付させていただきましたので、ご審議をお願いしま す。

池田委員

情報提供機関なのですが、自衛隊等はないのですか。

行政管理課主任

現段階ではこの災害対策基本法上には入っておりませんので、提供は行いません。ただし、他の法であるのではないかなと思います。

後藤会長

個人情報保護条例の中で、人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ない理由があると認められる場合は提供できますね。

行政管理課主任

はい、自衛隊が中津川市に出動するような事態が起これば、中津川市は 独自に個人の生命を守るために審査会に諮らずに提供することになると 考えます。

後藤会長

あらかじめ提供をしておく役割をもった組織ではないということです ね。

後藤会長

この答申案にご異議ありませんか?

他の委員

異議なし

後藤会長	ご異議がないようですので、この答申案を答申といたします。
(16:45)	本日の審議結果は、近日中に事務局において手続を経て、中津川市長へ
	答申してもらいますのでよろしくお願いします。
	以上で中津川市個人情報保護審査会を閉会します。
	ありがとうございました。